

# 四国中央市騒音規制の概要

## 1. 特定工場等において発生する騒音の規制

「騒音規制地域」内で「特定施設」または「騒音発生施設」を設置する工場又は事業場（「特定工場等」という）は、特定施設の「届出」をし、適用される「規制基準」を遵守しなければなりません。

### (1) 騒音の規制地域（右図、裏面参照）

### (2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準 単位：デシベル

	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 以下	50 以下	45 以下	45 以下
第 2 種区域	50 以下	60 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	65 以下	65 以下	65 以下	50 以下
第 4 種区域	70 以下	70 以下	70 以下	60 以下

(注) 第 2 種区域、第 3 種区域、又は第 4 種区域内の学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた規制基準とする。

- 第 1 種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第 2 種区域・・・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第 3 種区域・・・住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第 4 種区域・・・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

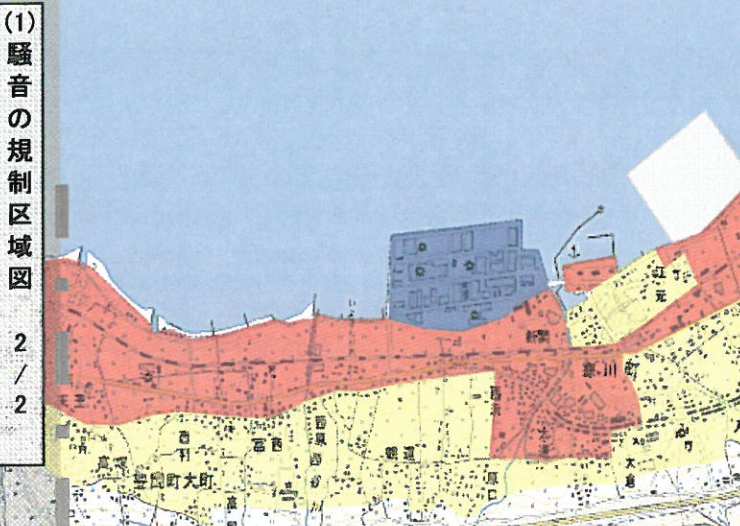
### (3) 騒音規制法に定める特定施設

(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1)

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限定。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限定。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限定。） ヘ セン断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限定。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ ダンプラー ル 切断機（と石を用いるものに限定。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限定。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限定。）
4	織機（原動機を用いるものに限定。）

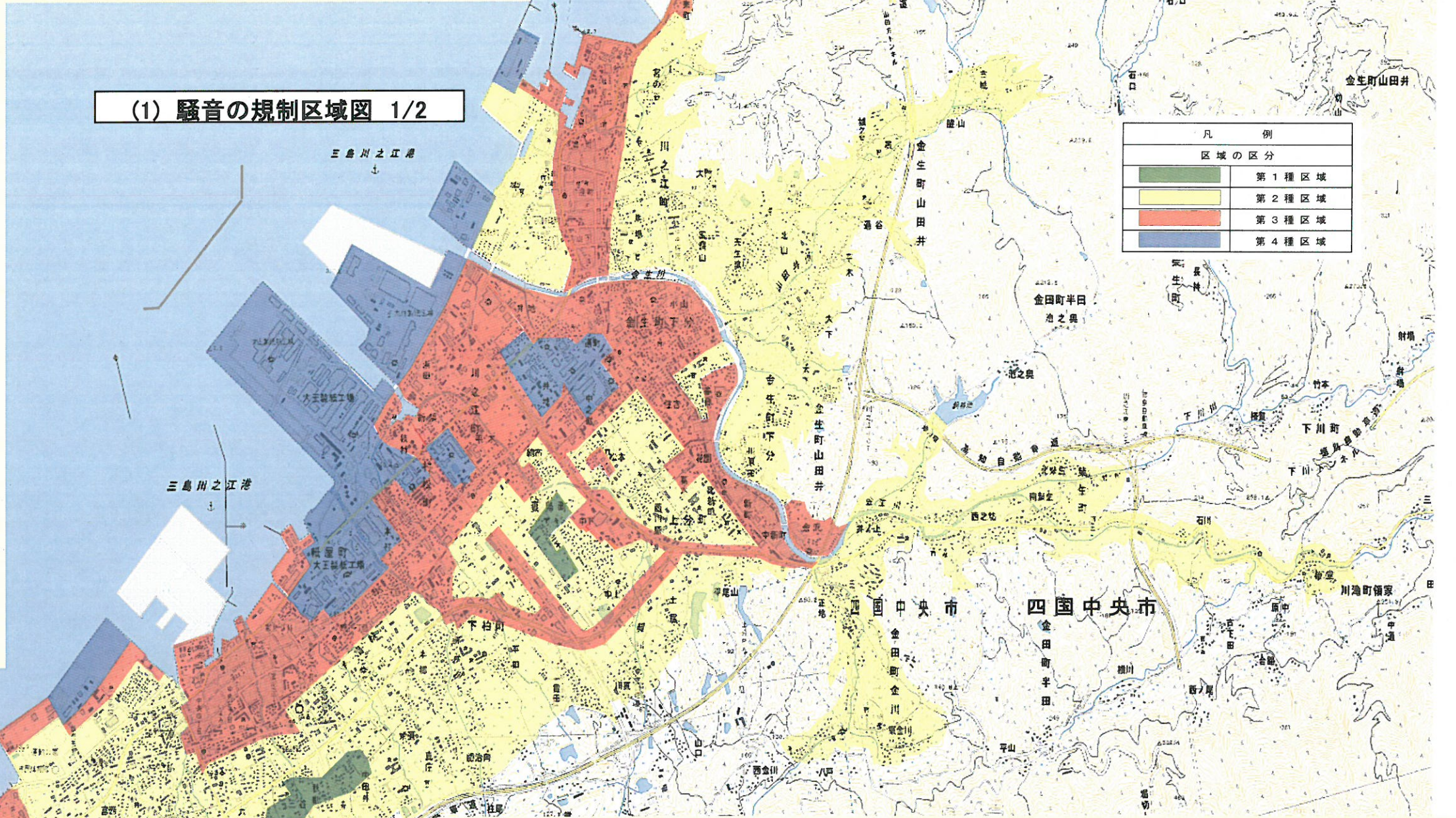
## (1) 騒音の規制区域図

2 / 2



5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限定。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限定。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限定。）
7	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限定。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限定。） ホ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限定。）
8	抄紙機
9	印刷機（原動機を用いるものに限定。）
10	合成樹脂射出成型機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限定。）

## (1) 騒音の規制区域図 1/2



## 愛媛県公害防止条例に定める騒音発生施設

(条例第 2 条、施行規則第 8 条、別表第 4)

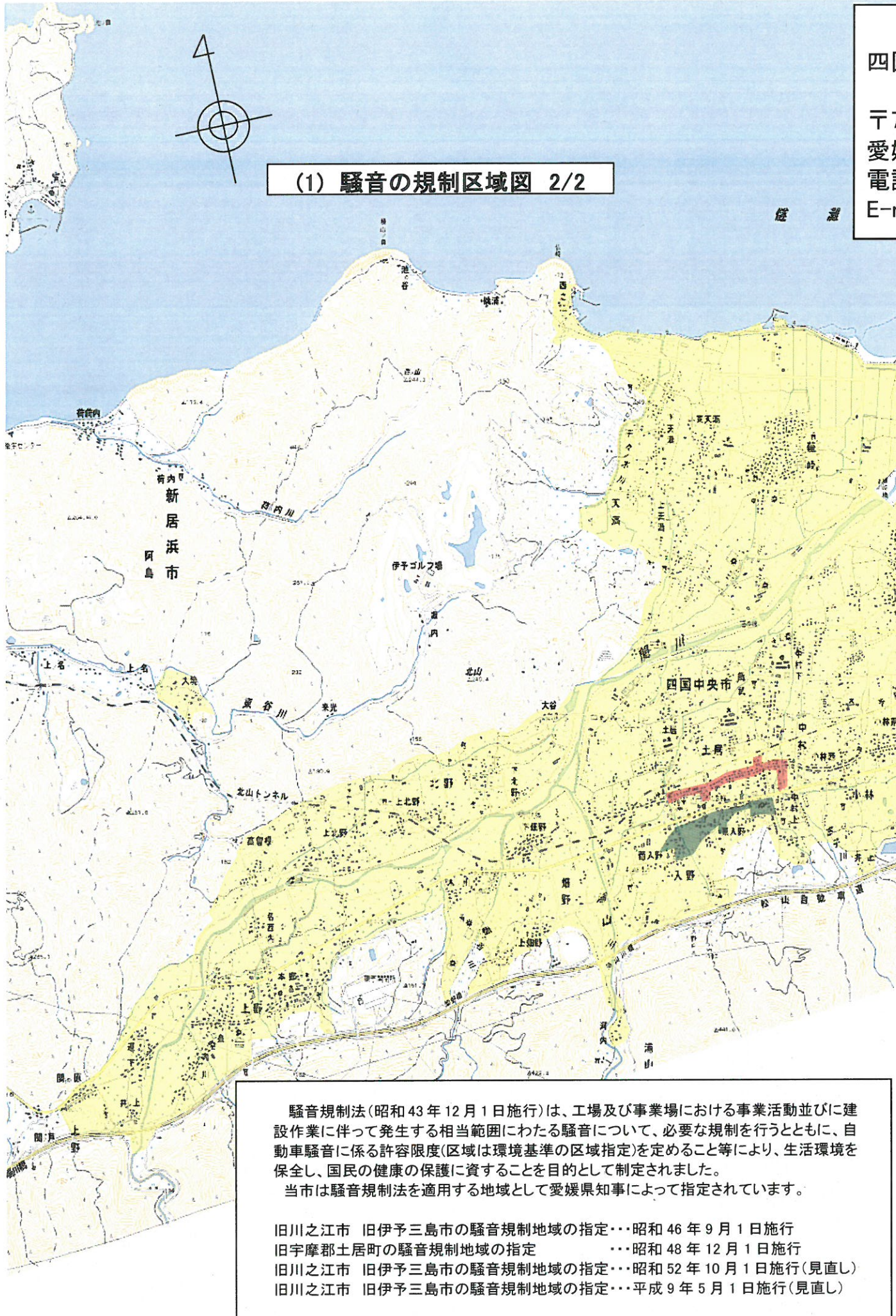
1	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限定。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	燃焼機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限定。）
4	工業用動力マシン
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの ア ジェットパーカー イ ロックパーカー ウ チェンパーカー

備考 工業用動力マシンについては、同一工場又は事業場に 30 台以上設置されている場合に適用する。

## 届出を要す事業所・工場(特定工場)

届出名	内容	期限
1 設置届	新たに特定施設・騒音発生施設を設置しようとする場合	工事着手予定の 30 日前まで
2 使用届	未指定地域が新たに地域指定された場合または未特定施設が新たに特定施設・騒音発生施設として追加された場合	未指定地域が指定地域になった日又は設置施設が特定施設・騒音発生施設になった日から 30 日以内
3 数等の変更届	特定施設・騒音発生施設の種類ごとの数(2 倍以内を除く)、騒音防止の方法を変更しようとする場合	工事開始の日の 30 日前まで

4 騒音、振動防止の方法変更届	特定施設・騒音発生施設の騒音、振動防止の方法を変更する場合	工事開始の日の 30 日前まで
5 氏名等変更届	氏名(代表者名)、住所、工場等の名称、所在地を変更した場合	変更後 30 日以内
6 使用全廃届	施設の使用を全て廃止した場合	廃止後 30 日以内
7 承継届	(ア) 施設を譲り受け、または借り受けた場合(イ) 相続又は合併により地位を承継した場合	承継後 30 日以内



(1) 騒音の規制区域図 2/2

《問い合わせ先》  
 四国中央市 生活環境課 環境保全係  
 〒799-0497  
 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
 電話番号：(0896)28-6145  
 E-mail：ho-zen38213@city.shikokuchuo.ehime.jp

拡声器使用の制限 単位：デシベル  
 (愛媛県公害防止条例第73条、施行規則第47条、別表第16)

区域の区分	音量	使用時間	測定場所
第1種区域	55以下	午前9時から 午後8時まで (日曜・休日は 午前10時から)	人の居住する 建築物の 敷地境界線
第2種区域	65以下		
第3種区域	70以下		
第4種区域	75以下	正午から 午後6時まで	学校等施設の 敷地境界線
学校、図書館、病院、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30m	65以下		

- 幅員4m未満の道路では使用しないこと。
  - 地上10m以上の箇所では使用しないこと。
  - 商業宣伝を目的として、同一場所で使用する場合は、1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。
- 〔備考〕災害時、選挙運動、祭礼、運動会等の場合を除く。  
 \* 四国中央市公害防止条例にて、音響機器騒音については同様に制限されています。

凡例

区域の区分	
	第1種区域
	第2種区域
	第3種区域
	第4種区域

(1) 騒音の規制区域図 1/2

2. 特定建設作業等に伴って発生する騒音の規制

「騒音規制地域」内で「特定建設作業」または「特定作業」を実施する場合は、7日前までにその作業の「届出」をし、適用される「規制基準」を遵守しなければなりません。

(1) 騒音の規制地域 (右図、裏面参照)

第一号区域	騒音規制区域の第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域の内の学校、病院等の敷地の周囲からおおむね80mの区域内	第二号区域	第一号区域以外の第4種区域
-------	---	-------	---------------

(2) 特定建設作業等において発生する騒音の規制基準

規制区域	第一号区域	第二号区域
基準値	85デシベルを超えないこと (当該作業の場所の敷地境界) * 県公害防止条例に定める特定作業の二 (板金作業又は製罐作業) については80デシベル	
作業時間	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと * 県公害防止条例に定める特定作業については制限なし
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

騒音規制法(昭和43年12月1日施行)は、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度(区域は環境基準の区域指定)を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定されました。  
 当市は騒音規制法を適用する地域として愛媛県知事によって指定されています。

- 旧川之江市 旧伊予三島市の騒音規制地域の指定…昭和46年9月1日施行
- 旧宇摩郡土居町の騒音規制地域の指定 …昭和48年12月1日施行
- 旧川之江市 旧伊予三島市の騒音規制地域の指定…昭和52年10月1日施行(見直し)
- 旧川之江市 旧伊予三島市の騒音規制地域の指定…平成9年5月1日施行(見直し)

(3) 騒音規制法の規制対象となる特定建設作業

(法第2条、施行令第2条、別表第2)

- くい打機 (もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
- びよう打機を使用する作業
- さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。) を使用する作業
- トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。) を使用する作業
- ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。) を使用する作業

愛媛県公害防止条例に定める特定作業 (条例第2条、施行規則第8条、別表第5)

- 建設作業であつて、ブルドーザー、パワーショベル等 (原動機の定格出力が22.5kw以上のものに限る。) を使用する作業 (騒音規制法施行令の特定建設作業を除く。)
  - 板金作業又は製罐作業のうち、ハンマーを使用するものであつて、厚さ0.8mm以上の材料を用いるもの
- ※ 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く